愛知県医師確保計画<概要版>(試案)

1 策定の趣旨

(1) 背景及び計画の必要性

- 医師偏在の問題は、長きにわたり課題として認識され、これまでにも対策が講じられてきたが、未だ解消が図られていない状況。
- 医師の総数については、2008 (平成 20) 年度以降、全国的な医師数の増加が図られているが、偏在対策が十分図られなければ地域や診療科の医師不足解消にはつながらない。
- 地域間の医師偏在の解消等を通じて地域における医療提供体制を確保するための措置を講じるため、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(2018(平成30)年7月制定)により医療法が改正され、都道府県は医療計画の一部として「医師確保計画」を策定し、地域の実情に応じた実効性のある医師確保対策を推進することとなった。

(2)計画の推進

- 計画期間は2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間(次の計画からは3年間)とする。
- 3年ごと(今回は4年)に計画の実施・達成を積み重ね、その結果、2036年までに医師偏在 是正を達成することを長期的な目標とする。
- 「愛知県地域医療対策協議会」において、大学や医師会、地域の中核病院等の関係者と協議 を行い、関係者と連携を図りながら医師確保施策を推進していく。

2 本県の医師の状況及び人口の推移

(1) 医師の状況

- 「医師・歯科医師・薬剤師調査」における医療施設従事医師数は、男女ともに増加傾向。
- 病院・診療所ともに従事医師数の増加傾向は続いており、病院に従事する女性医師の増加割 合が高い。
- 年齢階級別では「30~39 歳」が最も多く、「40~49 歳」、「50~59 歳」の順。男女別・年齢階級別の構成割合は、男性医師は「50~59 歳」、女性医師は「30~39 歳」が最も多い。
- 本県では、2009 (平成 21) 年度から地域枠の定員を設定。2019 (令和元) 年度の地域枠定員 は 4 大学 32 名で、これまでに 220 名が入学。

(2) 将来人口と医療需要の見通し

- 本県の総人口は、2017 (平成29) 年を「1」とした場合、2023 (令和5) 年には0.99、2036 (令和18) 年には0.95 に減少。
- 64歳以下の人口は、2036(令和18)年に向けて減少するが、65歳以上人口は、2036(令和18)年に向けて増加。
- 本県の総人口における医療需要は、2017 (平成29) 年を100%とした場合、2023 (令和5) 年には108.4%、2036 (令和18) 年には116.3%まで増加。
- 65歳以上人口における医療需要は、2036(令和18)年に向けて増加。

(3) 2次医療圏の状況

- 「医師・歯科医師・薬剤師調査」における医療施設従事医師数が多いのは、名古屋・尾張中 部医療圏、尾張東部医療圏、尾張北部医療圏の順。
- 男女別・年齢階級別の構成割合は、名古屋・尾張中部医療圏及び尾張東部医療圏の男性医師「30~39歳」の割合が他の医療圏と比べ高い。女性医師は殆どの医療圏で「30~39歳」の割合が最も高い。
- 2次医療圏ごとの人口は、2017 (平成29) 年から2023 (令和5) 年に向けて人口が増えるのは、名古屋・尾張中部医療圏、西三河北部医療圏、西三河南部東医療圏及び西三河南部西医療圏で、西三河南部東医療圏及び西三河南部西医療圏は、2036 (令和18) 年においても2017 (平成29) 年の人口と比較すると人口が増える。その他の医療圏は人口が減少するが、中でも東三河北部医療圏の減少率が高い。
- 64歳以下の人口は、全ての2次医療圏で2036(令和18)年に向けて減少するが、中でも東 三河北部医療圏の減少率が高い。65歳以上人口は、東三河北部医療圏を除いて2036(令和 18)年に向けて増加。
- 2 次医療圏ごとの医療需要は、東三河北部医療圏を除いて 2036 (令和 18) 年に向けて増加。
- 0~14 歳人口における医療需要は、全ての 2 次医療圏で 2036 (令和 18) 年に向けて減少する。65 歳以上人口における医療需要は、2036 (令和 18) 年に向けて増加するが、東三河北部医療圏は減少する。

3 医師偏在指標

- これまで地域ごとの医師数を比較する際に用いられてきた人口 10 万人対医師数は、地域ごとの医療ニーズや人口構成等が反映されていなかったため、地域の実情を踏まえた医師の偏在の状況を十分に反映した指標とはなっていなかった。
- このため、全国ベースで医師数の多寡を統一的・客観的に比較・評価するため、算定式に基づき、各都道府県において患者の流出入の調整を行った上で、医師偏在指標を都道府県(3次 医療圏)・2次医療圏ごとに設定することとなった。

【医師偏在指標の算定式】

標準化医師数 (※1) <u>地域の人口</u> 10 万 × 地域の標準化受療率比 (※2)

- ※1 医師の性・年齢階級別の平均労働時間で重み付けを行なったもの。
- ※2 地域ごとの医療需要について、人口構成の違いを踏まえ、受療率を用いて性・年齢階級別に調整等を行ったもの。
- 患者の流出入について、本県では都道府県間・2次医療圏間の調整は行わず、全ての流出入 患者数を見込む(医療機関所在地ベースとする)こととする。

【本県の医師偏在指標】

| | 医師偏在 指標 | 標準化医師数(人) | 2018年1月 1日時点 人口 (10万人) | 標準化 受療率比 (入院患者流出 入率、昼夜間人 口比を反映) | | 医師偏在 指標 | 標準化医師数(人) | 2018年1月 1日時点 人口 (10万人) | 標準化 受療率比 (入院患者流出 入率、昼夜間人 口比を反映) |
|----------|---------|-----------|---------------------------------|---|--------|------------|-----------|---------------------------------|---|
| 全国 | 238.6 | 304,759 | 1,277.1 | 1.000 | 知多半島 | 186.1 | 887 | 6.3 | 0.752 |
| 愛知県 | 223.3 | 15,771 | 75.5 | 0.935 | 西三河北部 | 179.3 | 732 | 4.9 | 0.840 |
| 名古屋·尾張中部 | 282.7 | 6,863 | 24.6 | 0.987 | 西三河南部東 | 148.9 | 511 | 4.3 | 0.802 |
| 海部 | 173.1 | 456 | 3.4 | 0.786 | 西三河南部西 | 190.8 | 1,120 | 7.0 | 0.834 |
| 尾張東部 | 320.5 | 1,857 | 4.7 | 1.226 | 東三河北部 | 155.1 | 63 | 0.6 | 0.720 |
| 尾張西部 | 189.2 | 928 | 5.2 | 0.937 | 東三河南部 | 171.6 | 1,172 | 7.1 | 0.966 |
| 尾張北部 | 167.3 | 1,182 | 7.5 | 0.946 | | | | | |

4 医師少数区域、医師多数区域、医師少数スポットの設定

- 都道府県が2次医療圏単位で定めることができることとされている医師少数区域並びに医師多数区域は、国が示した基準に基づき、全国335ある2次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位33.3%を医師多数区域、下位33.3%を医師少数区域とする。
- なお、国が定めることとされている医師少数都道府県・医師多数都道府県について、本県は 医師少数でも多数でもない都道府県とされている。

<愛知県における医師少数区域・医師多数区域>

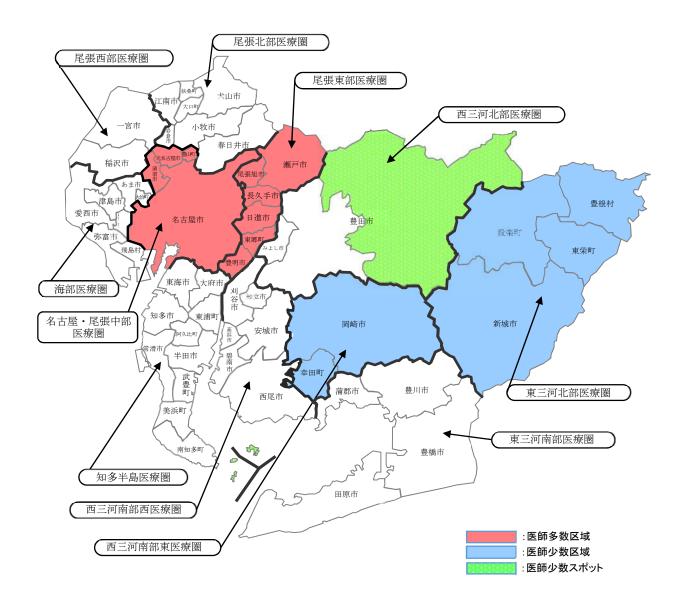
| 分類 | 区分 | 医師偏在指標 | 順位 | 〈参考〉 人口10万対医師数 | 順位 |
|------------------|----------|--------|-----|-------------------|-----|
| | 全国 | 238.6 | - | 238.6 | - |
| 医師多数区域 | 尾張東部 | 320.5 | 25 | 372.4 | 17 |
| (1位~112位) | 名古屋·尾張中部 | 282.7 | 42 | 276.1 | 54 |
| | 西三河南部西 | 190.8 | 136 | 156.8 | 244 |
| | 尾張西部 | 189.2 | 141 | 176.9 | 190 |
| 医師少数・多数以外の | 知多半島 | 186.1 | 150 | 140.4 | 285 |
| 区域 | 西三河北部 | 179.3 | 167 | 147.7 | 269 |
| (113位~223位) | 海部 | 173.1 | 182 | 134.8 | 298 |
| | 東三河南部 | 171.6 | 189 | 166.6 | 220 |
| | 尾張北部 | 167.3 | 205 | 158.3 | 241 |
| 医師少数区域 | 東三河北部 | 155.1 | 246 | 119.8 | 319 |
| (224位~335位) | 西三河南部東 | 148.9 | 260 | 123.8 | 311 |

<3次医療圏(愛知県)の状況>

| へ0人四次回(支加米/0)がルン | | | | | | |
|---|-----|--------|----|-------------------|----|--|
| 分類 | 区分 | 医師偏在指標 | 順位 | 〈参考〉 人口10万対医師数 | 順位 | |
| | 全国 | 238.6 | - | 238.6 | - | |
| 医師多数都道府県 (1位~16位) | | | | | | |
| 医師少数・多数以外の 都道府県 (17位〜31位) | 愛知県 | 223.3 | 28 | 206.5 | 37 | |
| 医師少数都道府県 (32位~47位) | | | | | | |

○ 都道府県は、必要に応じて、2次医療圏よりも小さい単位の地域(局所的に医師が少ない地域)を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができるとされており、本県では、①豊田市の旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町、旧下山村の各地区(西三河北部医療圏)及び②南知多町篠島、日間賀島(知多半島医療圏)、西尾市佐久島(西三河南部西医療圏)を医師少数スポットとして設定する。

<愛知県における医師少数区域・医師多数区域・医師少数スポット>



2

5 医師の確保の方針

(1) 本県における医師の確保の方針

- 本県には医師多数区域が2区域あるため、まずは県内において必要な医師を確保することとし、積極的な医師多数都道府県からの医師の確保は行わない。
- ただし、医師多数都道府県から医師派遣の申し出があった場合は、愛知県地域医療対策協議会で協議の上、必要に応じて医師派遣を受け入れる。
- 大学病院、医師会、関係医療機関及び愛知県が互いに協力して愛知県内に多くの医師に定着 してもらえるよう、医師のキャリア形成支援や勤務環境改善に積極的に取組む。
- その際には、地域医療構想推進委員会における議論の結果や愛知県医療勤務環境支援センターにおける勤務環境改善の取組を踏まえつつ、将来に渡って本県における地域医療の提供体制を確保できるよう医師の確保を図る。

(2) 2次医療圏における医師の確保の方針

ア 医師少数区域(西三河南部東医療圏、東三河北部医療圏)

- 医師少数区域で必要な医師数を確保するため、愛知県地域医療対策協議会における協議結果に基づき、地域枠医師を医師少数区域に率先して派遣することを基本とする。
- また、地域医療対策協議会における派遣調整の対象とならない医師についても、目標医師数を確保するために必要となる場合は、愛知県地域医療対策協議会において協議の上、医師多数区域の2次医療圏から確保する。
- ただし、今回の計画においては、それぞれの区域における方針は以下のとおりとする。

【西三河南部東医療圏】

・ 西三河南部東医療圏には、2020(令和2)年4月に藤田医科大学岡崎医療センター (一般病床400床)が開院し、2次救急医療等が提供されることとなるため、患者の 受療動向の変化や、一定数の医師の増加が見込まれる。このため、今回の計画期間中 は重点的な医師の増加は図らない方針とする。

【東三河北部医療圏】

- ・ 東三河北部医療圏は、今後、人口の減少及び医療需要の減少が見込まれている。また、他の医療圏に所在する医療機関との連携により医療が提供されるシステムが構築され、多くの患者が流出しているため、今回の計画期間中は、現状の医療従事医師数を維持する方針とする。
- なお、今後の国における医師確保対策や医師の働き方改革に関する議論、地域医療支援病院の在り方に関する検討等の状況を踏まえ、必要に応じて、愛知県地域医療対策協議会における協議の結果、上記以外の方法によっても優先的・重点的に医師を確保することができることとする。

イ 医師多数区域(名古屋・尾張中部医療圏、尾張東部医療圏)

- 医師少数区域並びに医師少数でも多数でもない区域からの医師の確保は行わない。
- また、医師少数区域への医師派遣を重点的に行い、必要な医師数を確保する。

ウ 医師少数でも多数でもない区域(海部医療圏、尾張西部医療圏、尾張北部医療圏、知多半島 医療圏、西三河北部医療圏、西三河南部西医療圏、東三河南部医療圏)

○ 本県の医師少数でも多数でもない区域となっている各 2 次医療圏の将来人口は、多くの地域で減少傾向にあるが、医療需要の増加は見込まれている。また、全国の 2 次医療圏の医師偏在指標と比較すると相対的に低く、医師が充足しているとは言えない状況のため、愛知県地域医療対策協議会における協議結果に基づき、医師多数区域の水準(医師偏在指標: 201.2)に至るまで、地域枠医師の派遣及び医師多数区域からの医師の確保を行えることとする。

(3) 医師少数スポットにおける基本的な医師の確保の方針

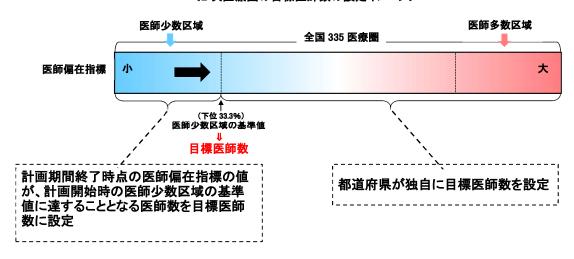
○ 医師少数スポットにおいて必要な医療を提供できる体制を確保できるよう、地域枠医師の派 造及び医師多数区域の2次医療圏から医師派遣を行う。

6 目標医師数

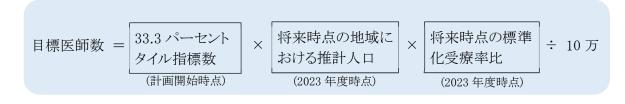
(1) 考え方

- 3年間(今回の計画は4年間)の計画期間中に医師少数区域及び医師少数都道府県が計画期間開始時の下位33.3%の基準を脱する(その基準に達する)ために要する具体的な医師の数を、目標医師数として設定することとされている。
- 目標医師数は、計画期間終了時点において、各医療圏で確保しておくべき医師の総数を表す ものであることから、医師確保対策により追加で確保が必要な医師数は、計画期間終了時点 (2023 年度)における目標医師数と現在(2016 年 12 月 31 日時点)の医師数との差分となる。

<2 次医療圏の目標医師数の設定イメージ>



○ また、目標医師数の算定式は、国から以下のとおり示されている。



,

(2) 県全体としての目標医師数

○ 本県は「医師少数でも多数でもない都道府県」であることから、目標医師数を既に達成しているものとして、目標医師数は設定しない。

(3)2次医療圏における目標医師数

ア 医師少数区域における目標医師数

- 東三河北部医療圏については、国から示された算定式に基づき算出した目標医師数 (59 人) が現在の医師数 (68 人) を下回ることになるため、現在時点の医師数 (68 人) を目標医 師数とする。

(単位:人)

| 区分 | 医療施設従事医 師数(2016.12.31) ① | 算定式で算出 した数 ② | 差引 ②-① | 目標 医師数 ③ | 確保すべき 医師数 3-① | |
|--------|--------------------------------|--------------------|-----------|----------------|---------------------|--|
| 西三河南部東 | 530 | 563 | 33 | 563 | 33 | |
| 東三河北部 | 68 | 59 | △9 | 68 | 0 | |

イ 医師多数区域における目標医師数

○ 既に目標を達成しているため、目標医師数は定めない。

ウ 医師少数でも多数でもない区域における目標医師数

○ 当該区域における医師の確保方針を踏まえ、2次医療圏における計画開始時点の医師多数 区域の水準(201.2)にそれぞれの区域の医師偏在指標が達するために必要な医師数を目標医 師数とする。

(単位:人)

| 区分 | 医療施設従事医師数(2016.12.31) ① | 算定式で算出 した数 ② | 差引 ②-① | 目標 医師数 ③ | 確保すべき 医師数 ③-① |
|--------|----------------------------|--------------------|-----------|----------------|---------------------|
| 海部 | 452 | 412 | △40 | 501 | 49 |
| 尾張西部 | 926 | 783 | △143 | 963 | 37 |
| 尾張北部 | 1,182 | 1,142 | △40 | 1,373 | 191 |
| 知多半島 | 889 | 752 | △137 | 935 | 46 |
| 西三河北部 | 718 | 665 | △53 | 826 | 108 |
| 西三河南部西 | 1,103 | 946 | △157 | 1,183 | 80 |
| 東三河南部 | 1,178 | 1,082 | △96 | 1,333 | 155 |

7 目標医師数を達成するための施策

(1)基本的な考え方

- 目標医師数を達成するため、愛知県地域医療対策協議会において、大学や医師会、病院等の 関係と十分な協議を行いながら、実効性のある施策に取り組む。
- 短期的に効果が得られる施策と、医師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策を適切に組み合わせることにより、目標医師数を達成するよう施策に取り組むとともに、これまで「愛知県地域保健医療計画」に掲げていた医師確保に関する施策についても、引き続き取り組みを進める。
- これらの取組を実施するため、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用する。

(2) 今後の主な施策

ア 短期的に効果が得られる施策

- 地域枠医師の医師少数区域等への派遣による偏在対策 地域枠医師を医師少数区域へ優先して派遣することにより、必要な医師の確保並びに医 師の地域偏在の解消に努める。
- 地域枠医師以外の医師の派遣による偏在対策 多くの医師を派遣している大学病院等の医療機関に対し、必要に応じて医師派遣を要請 していく。
- キャリア形成プログラムの策定・運用による医師確保対策 医師少数区域における指定医療機関の基準緩和等により、より多くの地域枠医師を派遣 できるよう、適宜プログラムの見直しを行っていく。

イ 長期的な施策

- 地域枠医師(地域枠を要件とした臨時定員増による)の養成による医師偏在対策 医学部臨時定員増による地域枠制度を 2021(令和 3)年度入学生まで継続し、医師の地 域偏在の解消に努める。
- 地域枠・地元出身者枠の設定による医師偏在対策 2022 年度以降の地域枠の設置又は地元出身者枠の創設については、国が今後行う医師の 需給推計の結果等を踏まえ検討する。

ウ その他の施策

- 臨床研修医募集定員の配分による医師偏在対策
- 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等
- 医師不足地域や診療科の病院勤務医の養成・確保等
- 女性医師の働きやすい職場環境の整備

4